

I C T 活用工事（法面工）積算要領

1. 適用範囲

本資料は、3次元設計データを活用した法面工に適用する。

2. 適用工種

○法面工

モルタル吹付

コンクリート吹付

機械播種施工による植生工（植生基材吹付、客土吹付、種子散布）

人力施工による植生工（植生マット、植生シート、植生筋、筋芝、張芝）

現場吹付法枠工

落石雪害防止工

4. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。

5. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

(1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合における費用の計上方法については、共通仮設费率、現場管理费率に以下の補正係数を乗じるものとする。ただし、法面工（I C T）と同時に実施する土工（I C T）において補正係数を乗じる場合は適用しない。

- ・共通仮設费率補正係数 : 1.2
- ・現場管理费率補正係数 : 1.1

※小数点第3位四捨五入2位止め

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)～5)とし、I C T活用工事（法面工）実施要領に示すその他の出来形管理の費用は、共通仮設费率及び現場管理费率に含まれるため、変更の対象としない。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理（現場吹付法枠工は除く）
- 5) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理

(2) 費用計上にあたっての留意事項

1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が(1)

で算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする運用とする。

- 2) 受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。